

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和3年度第1回津市国民健康保険運営協議会
2 開催日時	令和3年8月19日(木) 15時から16時05分まで
3 開催場所	大会議室A(本庁舎8階)
4 出席者の氏名	<p>(津市国民健康保険運営協議会委員)</p> <p>玉木節代、中林岩二、長谷川玲子、秦伸一、平田政敬、川森英司、日沖明子、村阪敏規、渡部泰和、須山美智子、中川正治、水谷隆、青木茂昭、磯和康裕、内藤誠</p> <p>(事務局)</p> <p>健康福祉部健康医療担当理事 畷田光伸          保険医療助成担当参事(兼)保険医療助成課長 福田政一          保険医療助成課調整・管理・年金担当主幹 前川近子          保険医療助成課保険担当主幹 木下なつこ、神田敦史、野口真也          保険医療助成課保険担当副主幹 網本正和</p>
5 内容	<p>(1) 令和2年度津市国民健康保険事業特別会計決算(案)について</p> <p>(2) 令和3年度津市国民健康保険事業特別会計予算について</p> <p>(3) 国民健康保険事業の財政見通しについて</p>
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	<p>健康福祉部保険医療助成課管理・年金担当</p> <p>電話 059-229-3159</p> <p>e-mail 229-3159@city.tsu.lg.jp</p>

・議事の内容 下記のとおり

## 開会

事務局	<p>定刻になりましたので、ただ今より、令和3年度 第1回津市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。この度は本運営協議会委員に御就任いただきましたこと、また本日は、お忙しい中、当協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p>
	<p>本日の協議会は、委員改選後最初の協議会でありまして、会長が決まっていない状況でございます。会長が決まりますまでの間、私、保険医療助成課管理・年金担当の前川が進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>会議に先立ち、事務局を代表いたしまして健康福祉部健康医療担当理事の畷田より、ごあいさつを申し上げます。</p>
事務局	<p>皆様、こんにちは。健康医療担当理事の畷田でございます。</p> <p>本日は何かとご多用のところ、また、足元の悪い中、運営協議会の会議に、委嘱後初めて、新しい委員の皆様でお集まりいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>全国的にもコロナウイルス感染患者が最多を更新しております。三重県も本日は300名を超える感染者の報告がなされるということが報じられている状況です。また、このような状況でありますので、通常よりも大きな会場を用意いたしましたこと、皆様方の距離を取らせていただくなど、対策を講じた会議となりますこと、ご理解の程、お願いいたします。</p> <p>さて、この運営協議会は、保険給付、保険料の徴収など国民健康保険事業の運営に関する重要事項をご審議いただくこととされております。委員の皆様、3年間どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>さて、本日は、お手元の事項書のとおり、まず、運営協議会の執行体制をお決めいただき、その後、令和2年度決算案、令和3年度当初予算、国民健康保険事業の財政見通しなどについて、皆様からご意見をいただきたいと考えております。闊達なご議論をいただきますことをお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。本日はよろしくようお願いいたします。</p>

### 1 委員の紹介

事務局	<p>それでは、事項書に従いまして進めさせていただきます。</p> <p>事項1 委員の皆様をご紹介します。選出区分別の五十音順で紹介いたします。</p> <p>被保険者を代表する委員といたしまして、旧一志地域から玉木節</p>
-----	--

	<p>代委員、津地域から中林岩二委員、長谷川玲子委員、久居地域から秦伸一委員、旧安芸地域から平田政敬委員。</p> <p>保険医又は保険薬剤師を代表する委員といたしまして、公益社団法人久居一志地区医師会から奥野利幸委員、所用によりご欠席です。公益社団法人津歯科医師会から川森英司委員、公益社団法人津地区医師会から日沖明子委員、一般社団法人津薬剤師会から村阪敏規委員、公益社団法人津地区医師会から渡部泰和委員。</p> <p>公益を代表する委員といたしまして、津商工会議所から葛西豊一委員、所用によりご欠席です。津市婦人会連絡協議会から須山美智子委員、津市民生委員児童委員会連合会から中川正治委員、社会福祉法人津市社会福祉協議会から中村光一委員、所用によりご欠席です。津安芸農業協同組合から水谷隆委員。</p> <p>被用者保険等保険者を代表する委員といたしまして、公立学校共済組合三重支部から青木茂昭委員、三重交通健康保険組合から磯和康裕委員、全国健康保険協会三重支部から内藤誠委員。</p> <p>以上、津市国民健康保険条例第2条に基づく委員の定数に定めるところにより、18名の委員で構成されております。任期につきましては、国民健康保険法施行令第4条により3年で、令和6年7月19日までとなります。どうぞ、よろしく願いいたします。</p> <p>本日の出席者数は、15名でございます。津市国民健康保険条例第2条に掲げる委員の各1名以上を含む過半数の出席がありますので、津市国民健康保険条例施行規則第4条第5項の規定を満たしておりますことをご報告します。</p>
--	---

## 2 会長及び会長職務代行者の選出

事務局	<p>続きまして、事項2 会長及び会長職務代行者の選挙でございます。国民健康保険法施行令第5条の規定に基づき、協議会の会長につきましては、「公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。」こととなっておりますが、どのようにさせていただくのがよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>初めてですので、事務局から案を出して、皆さんに諮ってください。</p>
事務局	<p>そのようなご意見がございましたので、名簿の中の「公益を代表する委員」5人のうち、事務局といたしましては、各委員の皆様のご理解が得られますならば、会長には津安芸農業協同組合代表理事組合長でいらっしゃいます水谷委員に、会長職務代行者には、津市民生委</p>

	<p>員児童委員連合会副会長でいらっしゃいます中川委員にお願いしたいと思っておりますので、皆様にお諮りいただきたいと思えます。</p> <p>【異議なし】</p>
事務局	<p>異議なしという声をいただきましたので、会長には水谷委員、会長職務代行者には中川委員、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、以後の会議の進行につきましては、津市国民健康保険条例施行規則第4条第4項の規定により、会長が議長となりますことから、恐れ入りますが、水谷会長、会長席へ移動し、ご着席をお願いいたします。</p> <p>それでは、会長より一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
議長	<p>改めまして、JA津安芸の水谷でございます。よろしくお願いいたします。会長という大変な大役を頂きました。たいへん重い責任を感じながら、この場に立たせていただいております。どうか、皆さま方の協力をいただきまして、有意義な会議になりますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>それから、会議の冒頭にもありましたが、コロナ禍の大変な中の会議ですので、速やかに議事が進行できますよう、重ねてお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。次に、会長職務代行者の中川委員より、ご挨拶をよろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>会長職務代行者に推薦いただきありがとうございます。中川正治でございます。前回同様、会長と共に国民健康保険運営協議会の運営に努めたいと思えますので、今後とも、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。それでは、会長、以後の会議の進行をよろしくお願いいたします。</p>

### 3 議事

#### 議事1 令和2年度津市国民健康保険事業特別会計決算(案)について

令和2年度津市国民健康保険事業特別会計決算(案)につきまして、事項書の3点の項目を続けてご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。なお、資料の決算額は千円単位としております。主なものといたしまして、まず、国民健康保険料は、55億9,261万2千円で、前年度と比較しますと、1億2,317万2千円、2.2%の減となりました。これは、被保険者数の減少によるもの及び新型コロナウイルス感染症の影響により、約6,600万円の保険料を減免したことによるものでございます。

国庫支出金は、4,538万円で、前年度比3,266万8千円の増でございます。主な理由といたしまして、国民健康保険災害等臨時特例補助金3,108万5千円が交付されたもので、これは新型コロナウイルス感染症の影響により減免した保険料の一部について、国から交付されたものでございます。

県支出金は、184億4,600万5千円で、前年度比8億478万1千円、4.2%の減となりました。これは、国保広域化後の制度として県からの交付金で、その内訳としましては、普通交付金、これは歳出の保険給付費を賄うための交付金でございますが、普通交付金178億7,862万円と、保険者努力支援制度などの特別交付金5億6,738万5千円でございます。なお、この特別交付金の中には、新型コロナウイルス感染症の影響により減免した保険料の一部について、国から交付されたものが含まれており、先に説明しました国庫負担金 国民健康保険災害等臨時特例補助金と合わせて、減免した保険料の全額について、国から財政支援されているものでございます。

繰入金は、19億3,385万7千円で、前年度比1億835万4千円、5.3%の減となりました。この一般会計繰入金は、国が示した一定のルールに基づく法定内繰入金といたしまして、保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、出産育児一時金等繰入金、また、そのほかに過疎地の医療対策として美杉町竹原及び美杉町奥津にある直営診療施設に対する財政援助となる繰入金でございます。

繰越金は、3,169万1千円でございます。

諸収入は、9,516万8千円で、保険料の延滞金や返納金などでございます。

以上、歳入合計は、261億4,783万円となり、前年度比11億6,195万4千円、4.3%の減でございます。

続きまして歳出でございます。令和2年度決算額でございますが、主なものとして、まず、保険給付費は179億3,582万6千円で、前年度比8億6,180万9千円、4.6%の減となりました。支出の主なものは、医療費のうち保険者が負担する約7割分の療養給付費のほか、高額療養費、出産育児一時金などの出産育児諸費、葬祭費などで、減の要因は、被保険者数の減（1,621人、3.0%の減）及び新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えによるものと考えております。

国民健康保険事業費納付金等は70億3,360万7千円、前年度比6億6,012万9千円、8.6%の減となりました。これは国保広域化後の制度として、前年度の医療費の実績や被保険者の状況、交付金の精算状況、国から示される診療報酬等の指数等から県が算出したもので、県が市町に支払う医療費のための普通交付金の資金とするために、県が市町に求める納付金でございます。

保健事業費は、特定健康診査・特定保健指導事業にかかる経費や、各種がん検診等にかかる自己負担金の助成などで、2億4,975万4千円、前年度比1,921万円、7.1%の減でございます。主な要因としては、被保険者数の減及び新型コロ

ナウイルス感染症の影響による健診控えによるものと考えております。

基金積立金は、1億8,051万8千円となりました。これにつきましては、この後、改めて議事3 国民健康保険事業の財政見通しについて、にて説明いたします。

諸支出金は、国や県への返還金及び保険料還付金等で、1億1,998万6千円、前年度比2,510万6千円、26.5%の増でございます。主な要因といたしまして、前年度普通交付金の交付額確定による返還金が、前年度返還額より2,598万7千円の増となったことによるものです。

以上、歳出合計は、259億1,939万7千円となり、前年度比13億5,869万6千円、5.0%の減となりました。これらの結果、歳入歳出差引額は2億2,843万3千円の黒字となりました。

歳入歳出には基金積立金や前年度繰越金が含まれていますので、実質の収支を考えますと、これに、基金積立金の1億8,051万8千円を加え、一方で前年度からの繰越金3,169万1千円を引きますと、単年度収支は、3億7,726万円の黒字となるものでございます。

1点目の令和2年度の決算（案）については、以上でございます。

続きまして、2点目の国民健康保険事業の概要について、ご説明申し上げます。

1「世帯数及び被保険者数」でございますが、少子高齢化、退職年齢の延長に加え、短期労働者に対する健康保険の適用拡大などから、国保の被保険者数は年々減少しており、今後も減少していくものと思われま。

2「保険料収納額及び一人当たり調定額」でございますが、被保険者数の減少から、保険料調定額、収納額はともに年々減少しており、令和2年度の現年度調定額は、前年度比で約1億8千万円、収納額は約1億2千万円減少しております。一方、保険料収納率は年々上昇しており、令和2年度の現年度分の収納率でございますが、92.95%で、令和元年度と比較して0.90ポイント増と、過去最高となりました。

3「保険給付費及び一人当たり給付額」でございますが、保険給付費の全体的な傾向としましては、被保険者数の減少などから、保険給付費の総額は減少傾向ですが、高齢化や医療の高度化等により一人当たりの保険給付費は増加傾向となっております。しかしながら、令和2年度におきましては、一人当たり給付額が減少となりました。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えによるものと考えております。

4「県補助金」につきましては、平成30年度からの広域化により制度が変更となり、補助金の流れが大きく変わりましたので、平成30年度以降について記載しております。令和2年度は、特別交付金のうち特別調整交付金分が前年と比較し、約1億円の減となっております。これは、そのうち経営努力の経過措置分について、令和2年度から交付基準が変更され、市へ交付金を交付するのではなく、

県に納める納付金の算定において減算されることとなったことによるものでございます。

5「繰入金」及び6「国保会計決算」でございますが、以前は、財源不足が生じた場合、国民健康保険事業運営基金の繰入で賄ってきましたが、平成28年度は、保険料率の改定や保険給付費の減少等により、8億2,369万2千円の黒字となりましたので、歳入歳出差引額の一部、4億7,548万4千円を平成29年度に基金として積み立てました。

平成29年度の歳入歳出差引額は、8億2,579万8千円の黒字となり、また、その後、記載のとおり推移してきております。基金につきましては、令和2年度は2億2,843万3千円の黒字となりましたので、一部を基金に積み立て、令和2年度末の基金残高は、12億1,680万円6千円となったものでございます。

7「特定健診・特定保健指導 受診率の推移」ですが、令和2年度の実績はまだ出ておりませんが、受診率は、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えもみられ、令和2年度は下がる見込みでございます。これまでから計画の目標値には届いていない状況ですので、今後も受診率の向上に鋭意取り組んでまいります。

以上で2点目の国民健康保険事業の概要についての説明を終わります。

続きまして、3点目の令和2年度の主な状況と取組についてご説明申し上げます。

1「令和2年度施行の主な改正状況等」でございます。

(1)国民健康保険料賦課限度額の総額を96万円から99万円に変更いたしました。

(2)低所得者層に対する減額措置として、5割軽減・2割軽減において、軽減される所得額を引き上げ、対象者の拡大を行いました。この減額措置は、平成26年度から7年連続となります。

(3)新型コロナウイルス感染症の影響による対応として、傷病手当金制度の創設と国民健康保険料の減免制度の創設を行いました。それぞれの実績ですが、傷病手当金は申請がありませんでした。保険料の減免については、減免申請が315件あり、そのうち252件を減免しました。保険料額では、約6,600万円で、1件当たりの平均額は約26万円となっています。

(4)診療報酬の改定でございますが、原則として、2年に1度の改定が行われているものです。なお、令和元年度は消費税の増税に伴う改定が行われていますので、平成30年度から3年連続改定されています。

2「令和2年度の国民健康保険料（税）収納状況等」でございます。収納率は令和2年度現年度分は92.95%となり、年々向上しております。特別滞納整理推進室との取組でございますが、特別滞納整理推進室は、市税と国民健康保険料等の公金に対する滞納整理を一元化し、効率的効果的に公金収納を推進するため、

平成23年4月に津市収税課内に設置されたもので、国保料滞納整理の困難案件を移管して対応していただいております。移管状況、収納状況等につきましては記載のとおりでございます。

3「特定健康診査受診率向上等の主な取組」でございますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえまして、感染防止対策を講じた上で、できる範囲で工夫しながら実施いたしました。

(1)特定健康診査につきましては、モデル地区である芸濃地区において未受診者を対象とした電話や通知による受診勧奨、自治会回覧板での啓発を行いました。また、医療機関への啓発ティッシュ配布依頼、民生委員への啓発協力依頼等を行いました。

(2)特定保健指導につきましては、個別通知や回答のない方への電話による勧奨、運動教室や健康測定会での特定保健指導を実施いたしました。

3点目の令和2年度の主な状況と取組についての説明は終了です。議事1の決算案に係る説明は以上でございます。

#### **(質疑応答)**

資料にある不納欠損額と収入未済額について説明してください。

#### **(事務局回答)**

不納欠損額についてですが、保険料の滞納となっている方があります。私どもとしては財産調査等を行い、収納に取り組んでいます。ただ、どうしても資力のない方、財産のない方、行方が分からない方については、いろいろ調査しますが、そのような場合は滞納処分として執行停止をする場合があります。

執行停止等を行っている間、保険料については2年、税については5年の時効を迎えることにより、やむを得ず不納欠損となる訳です。例年、資料のような金額が発生している状況です。収納未済額については、滞納となっている状態のまま翌年度へ繰り越し、滞納整理を引き続き行っていくものです。

### **議事2 令和3年度津市国民健康保険事業特別会計予算について**

主なものについてご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。令和3年度当初予算でございますが、国民健康保険料につきましては、被保険者数の減少見込みなどから、保険料収入全体では51億9,881万1千円で、前年度比3億3,442万5千円、6.0%の減としています。

県支出金は、198億2,749万9千円で、前年度比3,239万1千円、0.2%の増としています。

繰入金は18億3,817万7千円で、前年度比4,297万1千円、2.3%の減で、財源の不足分に基金繰入金として3,019万8千円を計上しております。

以上、歳入総額は269億5,451万2千円となっております。

一方、歳出でございますが、令和3年度当初予算について、保険給付費は194

億 4,281 万 7 千円で、前年度比 4,765 万 2 千円、0.2%の減となります。この費用は、審査支払手数料、出産育児諸費、葬祭費、傷病手当金を除いて、県により賄われるものでございます。

国民健康保険事業費納付金は、67 億 5,835 万 3 千円で、前年度比 2 億 7,525 万 4 千円、3.9%の減としています。

保健事業費は、2 億 8,735 万 2 千円で、前年度比 680 万 9 千円、2.3%の減としています。

以上、歳出総額は 269 億 5,451 万 2 千円で、前年度比 3 億 6,087 万 6 千円、1.3%の減となります。

#### **(質疑応答)**

なし

### **議事 3 国民健康保険事業の財政見通しについて**

国民健康保険事業の財政見通しについてご説明申し上げます。

平成 30 年度に大きく制度が改正され、国保財政が県域化されました。県域化以降は、被保険者から集める保険料と国、県から交付される公費等を財源に、県に納付金として支払い、県からは、療養に要した費用等が全額交付されることとなりました。県域化により、県が新たに財政運営に加わり、3 年が経過しましたが、現在のところ大きな問題もなく、順調な財政運営ができていると考えております。

1 「納付金と保険料」でございます。こちらは、医療費等の財源となる県特別会計の収入の内訳と、市町の収入、被保険者が負担する保険料の関係を図式化したものでございます。具体的に申しますと、県では、医療費等を給付するために必要とされる費用を県内の市町から納付金として徴収し、これに国や社会保険診療報酬支払基金からの交付金等を加え、その財源をもとに市町が医療費等の支払に必要な費用を交付します。

一方、市町では、被保険者からの保険料と、国、県等からの交付金を財源として、県に支払う納付金と市町独自の保健事業費等を賄うこととなります。そのため、被保険者からいただくべき保険料を決定するには、県へ支払う納付金の他に市町独自の保健事業等や別途交付される特別交付金などを勘案する必要があります。

2 「納付金等算定スケジュール」ですが、保険料決定に大きくかわる納付金の算定の流れでございます。10 月末に、国から令和 4 年度納付金算定に必要な仮係数が提示され、11 月下旬に、県から仮係数による納付金算定結果が提示される予定です。この結果を基に、令和 4 年度当初予算について検討し、保険料の料率について検討することとなります。その後、12 月末には、国から、確定係数が提示され、1 月下旬には、県から、最終の納付金算定結果が提示される予定

です。

3 「今後の財政見通しについて」、5点ご説明いたします。

(1)保険料でございますが、令和7年をピークに団塊の世代が後期高齢者に移行していくことで、被保険者数が減少し、保険料収入は減少傾向でございます。

(2)医療費につきましては、医療技術の高度化や被保険者の高齢化により、一人当たり医療費は増加傾向にあります。本市の場合、他市町よりも医療機関数、病床数が多く、高齢化率も高いので、医療費が嵩む傾向にあります。なお、令和2年度では速報値になりますが、令和元年度よりも約9千円減少することとなりましたが、これは、新型コロナウイルス感染症の影響による医療機関等への受診控えによるものと考えております。

(3)納付金でございますが、令和3年度納付金は、前期高齢者交付金の精算による償還の影響がなくなったこと等から令和2年度納付金に対し、約2億7,500万円、約3.9%の減となりました。令和4年度の納付金算定につきましては、令和2年度の前期高齢者交付金、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、介護納付金の精算による調整等が加わりますが、諸情勢の変化も含めてそれぞれの増減額等を見込むのは8月の時点では困難な状況でございます。

(4)国民健康保険事業運営基金について、でございます。令和2年度末時点での基金残高は、約12億1,700万円となっておりますが、令和3年度当初予算では、財源不足分として約3,000万円を取り崩し、基金繰入金として計上しております。

参考といたしまして、人口10万人を越す他市の基金の状況は、令和元年度の数値でございますが、基金保有額等を見ますと、四日市市は基金保有額約34億円で被保険者一人当たり基金保有額は約5万9千円となっております。

(5)単年度収支の状況についてですが、平成27年度までの国保会計の赤字状況を受けまして、平成28年度に行った保険料の料率改定や薬価の減額改定等の影響により、平成28年度は黒字となりました。平成29年度も引き続き黒字でしたが、黒字額は減少し、平成30年度及び令和元年度には赤字となり、年々決算状況が悪化しています。

一方、令和2年度は約3億7,700万円の黒字となりました。これは、当初予算と決算の比較において、歳入で、保険料の約5,900万円の増、普通交付金の約14億4,200万円の減、特別交付金の約9,300万円の増、繰入金の5,300万円の増などから合計約11億6,800万円の減となったこと、歳出で、保険給付費の約15億5,500万円の減、保健事業費の4,400万円の減、諸支出金約6,200万円の増などから合計約13億9,600万円が減となったことにより、歳入歳出差引額が約2億2,800万円のプラスとなり、繰越金の約3,200万円と基金積立金の約1億8,000万円を考慮すると約3億7,700万円の黒字額となります。

令和3年度の決算見込みとしては、脚注にありますように、当初予算に令和2

年度からの繰越金約 2 億 2,800 万円と国県支出金等返還金約 1 億 3,400 万円、現時点で令和 2 年度の県補助金のうち、令和 3 年度に返還する見込みの分かっている額を加味すると、単年度収支は約 1 億 6,400 万円の赤字となる見込みでございます。

しかしながら、今後の収支状況については、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の調定額の減少や収納率の低下が見込まれることや、医療費の動向の予測が困難であることから、不透明であると言わざるを得ず、健全な国保会計を運用するためには、財政状況を注視していく必要があると考えています。以上でございます。

#### **(質疑応答)**

新型コロナウイルス感染症の終息が見えない状況にあり、まだ増える状況であると伺っています。今後の保険料収入や医療費に関する支出が不透明ではありますが、保険料率が改定となる場合は、前回も、また常々申し上げておりますが、基金の運用の在り方についても検討していただき、被保険者の理解を得ることができるようにする必要がありますので、安易な値上げをしないよう、申し上げておきます。また、運営協議会委員として、常に国保財政に目配りし、安易な値上げとならないよう、しっかりと意識して取り組む必要があると考えます。そのためにも、増加が続く医療費を抑えていくことはたいへん重要だと思しますので、病気の早期発見につながる健診等を積極的に PR していただき、受診者が増えるようにしていただきたい。

#### **(事務局回答)**

以前から運営協議会において、いろいろなご意見をいただいております。委員のおっしゃったように、保険者として努力し、安易な値上げはしない、というのは、これまでもありました。

決算の状況のとおり令和 2 年度は黒字となりましたが、先が不透明である中であっても、なんとか努力をしていきたい、その中で、これまでも力を入れておりました収納率の向上、医療費適正化等に努めていきたいと考えております。今まで同様、これからも、しっかり努力していきたいと思っております。

### **議事 4 その他**

3 点あります。

1 点目は国民健康保険傷病手当金の支給対象期間の延長について、でございます。経過といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響への対応策として、令和 2 年 3 月 10 日に厚生労働省から通知があり、国民健康保険傷病手当金の支給額を全額支援する、という国の特例的な財政支援を受けまして、令和 2 年 7 月に議決を経て傷病手当金の制度を創設いたしました。その後、財政支援の適用期間延長の通知が 4 度ありました。その都度、本市の取扱いといたしまして傷病

手当金の支給対象期間を延長してきました。

このたび、8月5日に再度、同様の通知があり、12月31日までの間、財政支援の適用期間が延長されることとなったため、これを受けまして、これまでの取扱いと同様に支給対象期間を延長することとしますので、ご報告します。

参考に、実績としましては、令和2年度はございませんでした。令和3年度につきましては、令和3年8月18日現在、4名、支給額は40万1,627円となっております。

2点目です。特定健康診査等の市内医療機関における個別検(健)診の一時中止について報告いたします。三重県がまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされ、本市が三重県知事の定める区域とされたことから、この期間中、8月20日から9月12日までの間につきましては、市内の医療機関における個別検(健)診を一時中止することといたしました。

なお、地域巡回検(健)診及び施設検(健)診につきましては、引き続き、感染症対策を講じた上で実施いたしております。

3点目は、この運営協議会の会議予定でございます。予定している案件としましては、来年2月頃に当初予算等についてご協議いただく予定です。それまでに急な審議事項等がある場合は、その都度お願いすることがございますので、その節はよろしくお願いいたします。

**(質疑応答、意見など)**

なし

(以上、16時05分終了)